

第6章 福祉の都市づくり

1 少子高齢・人口減少社会を踏まえた都市づくりの推進

東京が少子高齢・人口減少社会に対応し、活力のある都市として持続的・安定的に発展していくためには、安心して育児を行うことができる社会、高齢者が安心して暮らすことができる社会を構築する必要がある。そのため、都市づくりの観点からは、育児をサポートする子育て支援施設の整備や、高齢者福祉施設の整備を一層進めることが求められるが、その際、より利便性が高く、今後の人口減少社会においても一定のサービス水準の維持が可能な拠点市街地に、施設の集約を図る視点が重要となる。

このため、拠点形成に資する優良な計画を誘導する仕組みである都市開発諸制度を活用して都市開発を行う場合は、子育て支援施設や高齢者福祉施設の整備促進を積極的に図るものとする。

2 福祉の都市づくりに寄与する取組

(1) 子育て支援施設、高齢者福祉施設等の整備促進

都市開発諸制度による割増容積率の算定に当たり、区市町村の意向等を踏まえ、当該開発区域に必要とされる子育て支援施設、高齢者福祉施設等を整備した場合には、整備面積に応じて評価することとする。

また、特に高齢者福祉施設については、今後中長期的に施設需要の増大が見込まれることから、整備促進を図る上で、より積極的な対応が必要であるため、割増容積率の最高限度の設定について、周辺市街地環境等に配慮しつつ、区市町村の意向を踏まえ、当該高齢者福祉施設の用に供する部分の床面積分を緩和する。

(2) 子育て支援施設整備に係る協議の実施

一定規模以上の都市開発については、都市開発諸制度を適用するに当たり、事前に、関係する区市町村と当該地域における子育て支援施設整備の必要性等について、別に定める協議方式により確認することを条件とする。これは、計画の企画・構想段階から、当該地域の施設需要、子育て支援に関する諸課題を把握している区市町村の意見を把握し、計画に反映させることで、施設整備を適切に図ることを目的とするものである。